

令和 9 年度全国高等学校総合体育大会

山梨県実行委員会

設立総会・第 1 回総会

描け夢への軌跡 南関東総体2027



挑め力の限り 目指せ永遠の輝き

日 時 令和 7 年 5 月 2 2 日 (木) 1 4 : 0 0 ~

場 所 山梨県庁防災新館 4 階 4 0 9 会議室

目 次

<設立総会>

報告事項 1	令和 9 年度全国高等学校総合体育大会の概要・・・・・・・・・・	2
報告事項 2	令和 9 年度全国高等学校総合体育大会の準備経過・・・・・・・・・・	4
第 1 号議案	令和 9 年度全国高等学校総合体育大会 山梨県実行委員会会則（案）・・・・・・・・・・	5

<第 1 回総会>

報告事項 1	令和 9 年度全国高等学校総合体育大会 南関東ブロック開催基本方針・・・・・・・・・・	1 0
報告事項 2	令和 9 年度全国高等学校総合体育大会 山梨県開催基本構想・・・・・・・・・・	1 1
第 1 号議案	令和 7 年度事業計画（案）及び収支予算（案）・・・・・・・・・・	1 9
第 2 号議案	令和 9 年度全国高等学校総合体育大会 山梨県実行委員会専門委員会規程（案）・・・・・・・・・・	2 2
第 3 号議案	令和 9 年度全国高等学校総合体育大会 山梨県高校生活動実施要領（案）・・・・・・・・・・	2 4

設立総会

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

報告事項 1 令和 9 年度全国高等学校総合体育大会の概要

報告事項 2 令和 9 年度全国高等学校総合体育大会の準備経過

4 議 事

第 1 号議案 令和 9 年度全国高等学校総合体育大会
山梨県実行委員会会則（案）

5 閉 会

令和9年度全国高等学校総合体育大会の概要

1 全国高等学校総合体育大会の概要

(1) 全国高等学校総合体育大会（インターハイ）とは

全国高等学校体育連盟（昭和23年発足）が、全国各地で個別に開催されていた競技別選手権大会を昭和38年度新潟大会から統合して誕生した大会であり、現在では高校生最大のスポーツの祭典に発展し、夏季及び冬季大会が開催されている。

平成22年度までは、1都道府県開催を基本としてきたが、平成23年度からはブロックの輪番を基本としている。

地域	ブロック	都道府県
東	北海道 東北 関東	北海道 (北) 青森・岩手・秋田 (南) 宮城・山形・福島 (北) 茨城・栃木・群馬・埼玉 (南) 千葉・東京・神奈川・山梨
中	北信越 東海 近畿	新潟・富山・石川・福井・長野 岐阜・静岡・愛知・三重 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
西	中国 四国 九州	鳥取・島根・岡山・広島・山口 徳島・香川・愛媛・高知 (北部) 福岡・佐賀・長崎・大分 (南部) 熊本・宮崎・鹿児島・沖縄

(2) 開催状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ブロック	南関東	近畿	中国	南東北	東海
幹事県	東京都	和歌山県	岡山県	山形県	三重県

※平成26年度は山梨県8競技開催

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ブロック	南部九州	(北関東)	北信越	四国	北海道
幹事県	鹿児島県	(群馬県)	福井県	徳島県	北海道

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ブロック	北部九州	中国	近畿	南関東
幹事県	福岡県	広島県	滋賀県	神奈川県

2 目的

教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

3 実施主体

(1) 主催

(公財) 全国高等学校体育連盟、山梨県、山梨県教育委員会、関係中央競技団体、会場地市町及び会場地市町教育委員会

(2) 後援

スポーツ庁、(公財) 日本スポーツ協会、日本放送協会、(公財) 山梨県スポーツ協会及び会場地市町スポーツ協会

(3) 主管

(公財) 全国高等学校体育連盟競技専門部、山梨県高等学校体育連盟及び山梨県競技団体

4 令和9年度南関東ブロック大会

(1) 大会期間

令和9年7月下旬～8月下旬

(2) 山梨県の開催競技・会場地市町・競技会場

No.	開催競技	会場地市町	競技会場
1	ソフトテニス	甲府市	小瀬スポーツ公園
2	レスリング	甲府市	小瀬スポーツ公園
3	弓道	甲府市	小瀬スポーツ公園
4	登山	北杜市	八ヶ岳
5	ウェイトリフティング	山梨市	山梨市民総合体育館
6	アーチェリー	富士吉田市	富士北麓公園
7	なぎなた	昭和町	昭和町総合体育館
8	カヌー	富士河口湖町	精進湖カヌー競技場

(3) 他県の開催競技

会 場	開催競技等
千 葉	体操（新体操）、水泳（水球）、バレーボール、卓球、ソフトボール、剣道、テニス、ボクシング、フェンシング
東 京	水泳（競泳・飛込）、バスケットボール女子、ハンドボール、バドミントン、柔道、ローイング、ホッケー、空手道、少林寺拳法
神奈川	総合開会式、陸上競技、体操（体操競技）、バスケットボール男子、相撲、自転車競技
固定開催	【福島県】サッカー（男子） 【会場地未定】サッカー（女子） 【和歌山県】ヨット

(4) 大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案

・大会愛称

「描け夢への軌跡 南関東総体2027」 東京都立三田高等学校 1年 佐藤 碧依

・スローガン

「挑め力の限り 目指せ永遠の輝き」 山梨県立甲府第一高等学校 3年 川端 美羽

・シンボルマーク

・総合ポスター図案



横須賀市立横須賀総合高等学校 2年 山田 めい



神奈川県立白山高等学校 3年 山口 朋恵

令和 9 年度全国高等学校総合体育大会の準備経過

年 度	準備経過の概要
平成 2 3 年度	・ 全国高体連理事会において、平成 2 9 年度から令和 1 0 年度までの開催ブロックが内定
令和 4 年度	・ (R4. 5. 9) 全国高体連から南関東ブロック四都県に対して正式な開催依頼 ・ (R4. 9. 8) 第 1 回南関東ブロック四都県担当者会議を開催 ・ (R4. 10. 17) 第 1 回南関東ブロック運営担当者会議を開催 ・ (R4. 11. 7) 第 2 回南関東ブロック運営担当者会議を開催 ・ (R4. 11. 28) 第 3 回南関東ブロック運営担当者会議を開催 ・ (R4. 12. 12) 第 4 回南関東ブロック運営担当者会議を開催 ・ (R4. 12. 21) 第 2 回南関東ブロック四都県担当者会議を開催 ・ (R5. 3. 6～) 県内市町村担当課への挨拶回りを実施 ・ (R5. 3. 20) 第 3 回南関東ブロック四都県担当者会議を開催
令和 5 年度	・ (R5. 4. 1) 保健体育課に行政事務の職員 1 名増員 ・ (R5. 5. 19) 第 1 回四都県担当者連絡協議会を開催 ・ (R5. 7. 5) 第 1 回南関東ブロック四都県連絡協議会を開催【各都県で開催される競技種目が決定】 ・ (R5. 8. 28～) 会場候補地の市町村への訪問・依頼 ・ (R5. 10) 南関東ブロック四都県合同で全国高等学校体育連盟へ開催承諾書提出 ・ (R5. 11. 1) 全国高体連より正式に開催決定通知 ・ (R5. 11. 10) 南関東ブロック四都県同時に開催決定についてプレスリリース ・ (R5. 12) 会場地市町（6 市町）から正式な開催承諾書の受理 ・ (R5. 12. 20) 第 2 回南関東ブロック四都県連絡協議会を開催 ・ (R6. 1. 26) 山梨県会場地市町・競技会場決定についてプレスリリース ・ (R6. 3. 14) 第 3 回南関東ブロック四都県連絡協議会を书面開催
令和 6 年度	・ (R6. 4. 1) 保健体育課に県立高校の教員 1 名増員 ・ (R6. 4. 25) 第 1 回南関東ブロック四都県連絡協議会を開催 ・ (R6. 5. 9) 第 2 回南関東ブロック四都県連絡協議会を书面開催 ・ (R6. 5. 23) 山梨県準備委員会設立総会・第 1 回総会を開催 ・ (R6. 5. 31) 第 3 回南関東ブロック四都県連絡協議会を书面開催 ・ (R6. 7. 26～8. 6) 北部九州総体 2 0 2 4 を視察 ・ (R6. 9. 11) 第 4 回南関東ブロック四都県連絡協議会を书面開催 ・ (R6. 9. 20) 大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案 1 次選考委員会を開催 ・ (R6. 11. 1) 第 5 回南関東ブロック四都県連絡協議会を開催 ・ (R6. 11. 7) 大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案 最終選考委員会を開催 ・ (R6. 11. 11～26) 第 1 回関係者合同会議を開催 ・ (R6. 12. 19) 第 6 回南関東ブロック四都県連絡協議会を開催 ・ (R7. 1. 24) 大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案 最優秀賞受賞者表彰式を開催 ・ (R7. 2. 12) 大会愛称・スローガン・シンボルマーク・総合ポスター図案 山梨県表彰式及び山梨県準備委員会第 2 回総会を開催
令和 7 年度	・ (R7. 4. 1) 全国高校総体推進室を設置 ・ (R7. 4. 17) 第 1 回南関東ブロック四都県連絡協議会を開催 ・ (R7. 5. 22) 山梨県準備委員会第 3 回総会及び山梨県実行委員会設立総会・第 1 回総会を開催

令和9年度全国高等学校総合体育大会山梨県実行委員会会則（案）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この会は、令和9年度全国高等学校総合体育大会山梨県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 実行委員会は、令和9年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）を開催することを目的とする。

（事 業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大会に必要な総合企画に関すること。
- (2) 競技種目別大会に対する協力及び支援に関すること。
- (3) その他大会開催に必要な事項に関すること。

第2章 組 織

（組 織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、山梨県教育委員会教育長をもって充てる。
- 3 委員は、大会の開催に関係する機関及び団体の役職員等のうちから会長が委嘱する。

（役 員）

第5条 実行委員会に、会長のほか次の役員を置く。

- (1) 副会長 若干名
 - (2) 監 事 若干名
- 2 役員は、委員のうちから会長が指名する。

（役員の職務）

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

（任 期）

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱の日から実行委員会の目的が達成され解散するときまでとする。ただし、会長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

- 2 委員等が委嘱時の所属機関又は団体の役職を離れたときは、その役職の後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

第3章 会 議

（総 会）

第8条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) その他重要な事項に関すること。

4 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。この場合、前項の規定の適用については、当該委員の出席があったものとみなす。

(専門委員会)

第9条 実行委員会に、専門的な事項等を調査・審議するため専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、会長が委嘱した委員をもって構成する。

3 専門委員会は、総会から委任された事項について調査・審議し、決定した事項のうち、重要なものについては、その結果を総会に報告する。

4 専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(高校生活動推進委員会)

第10条 実行委員会に、高校生活動の推進を図るための高校生活動推進委員会を置くことができる。

2 高校生活動推進委員会は、会長が委嘱した委員をもって構成する。

3 高校生活動推進委員会は、総会から委任された事項について調査・審議し、決定した事項のうち、重要なものについては、その結果を総会に報告する。

4 高校生活動推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第11条 会長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議に報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、山梨県教育庁保健体育課全国高校総体推進室内に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計)

第13条 実行委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第14条 監事は、実行委員会の決算について監査し、会議に報告するものとする。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、山梨県の財務に関する規則等の例による。

第7章 解散

(解散)

第16条 実行委員会は、その目的が達成された時に解散する。

(残余財産の帰属)

第17条 実行委員会が解散した場合、その残余財産は、山梨県に帰属するものとする。

第8章 補 則

(会長への委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和7年5月22日から施行する。
- 2 第15条の規定にかかわらず、令和7年度の会計年度は、この会則の施行の日から令和8年3月31日までとする。
- 3 この会則施行の際、現に令和9年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会会則に基づいて決定された事項については、この会則により決定されたものとみなす。
- 4 この会則施行の際、令和9年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会が有する権利及び義務は、実行委員会が継承する。

令和9年度全国高等学校総合体育大会山梨県実行委員会委員（案）

No.	役 職	区分	所 属 等	氏 名
1	会 長		山梨県教育委員会 教育長	荻野 智夫
2			山梨県高等学校体育連盟 会長	山田 芳樹
3	副会長		公益財団法人山梨県スポーツ協会 専務理事	井出 仁
4			山梨県スポーツ推進審議会 会長	飯田 忠子
5		県	山梨県教育庁保健体育課 課長	山本 晃司
6			山梨県教育庁高校教育課 課長	大久保 雅司
7			山梨県観光文化・スポーツ部スポーツ振興課 課長	村松 達也
8		開催市町	甲府市教育委員会 教育長	松田 昌樹
9			北杜市教育委員会 教育長	清水 徳生
10			山梨市教育委員会 教育長	竹川 和彦
11			富士吉田市教育委員会 教育長	渡邊 治男
12			昭和町教育委員会 教育長	柴 茂生
13			富士河口湖町教育委員会 教育長	松浦 一幸
14		高体連	山梨県高等学校体育連盟 理事長	古田 厚司
15			山梨県高等学校体育連盟 ソフトテニス専門部長	藤巻 理恵
16			山梨県高等学校体育連盟 レスリング専門部長	米山 正仁
17			山梨県高等学校体育連盟 弓道専門部長	鈴木 伸幸
18			山梨県高等学校体育連盟 登山専門部長	志村 光司
19			山梨県高等学校体育連盟 ウエイトリフティング専門部長	上村 泰子
20			山梨県高等学校体育連盟 アーチェリー専門部長	飯島 清樹
21			山梨県高等学校体育連盟 なぎなた専門部長	加藤 忠
22			山梨県高等学校体育連盟 カヌー専門部長	野澤 俊英
23		競技団体	山梨県ソフトテニス連盟 理事長	米山 隆
24			山梨県レスリング協会 理事長	猿田 充
25	委 員		山梨県弓道連盟 理事長	綿奈部 博史
26			山梨県山岳連盟 理事長	辻 敏夫
27			山梨県ウエイトリフティング協会 理事長	岡部 伸二
28			山梨県アーチェリー協会 理事長	吉成 謙
29			山梨県なぎなた連盟 理事長	倉鹿野 純子
30			山梨県カヌー協会 理事長	塩澤 寛治
31		学校関係	山梨県高等学校長協会 会長	篠原 健
32			公益社団法人山梨県私学教育振興会 理事長	川手 佳彦
33			山梨県高等学校文化連盟 会長	伊藤 裕之
34			山梨県小中学校体育連盟 会長	戸田 徳和
35		関係機関等	読売新聞甲府支局 支局長	泉田 友紀
36			日本放送協会甲府放送局 局長	藤原 和昭
37			公益社団法人やまなし観光推進機構 理事長	仲田 道弘
38			山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長	笹本 健次
39			一般社団法人山梨県医師会 会長	鈴木 昌則
40			公益社団法人山梨県看護協会 会長	佐藤 悦子
41			一般社団法人山梨県食品衛生協会 会長	細谷 憲二
42			山梨県警察本部 交通部長	今橋 敦
43			山梨県警察本部 警備部長	岡部 正彦
44			山梨県消防長会 会長	長谷川 達郎
45			一般社団法人山梨県バス協会 会長	雨宮 正英
46	監 事		山梨県高等学校体育連盟 事務局長	今村 優貴
47			公益財団法人山梨県スポーツ協会 事務局次長	望月 泰城



©インターハイ

第1回総会

次 第

1 開 会

2 報 告

報告事項 1 令和 9 年度全国高等学校総合体育大会
南関東ブロック開催基本方針

報告事項 2 令和 9 年度全国高等学校総合体育大会
山梨県開催基本構想

3 議 事

第 1 号議案 令和 7 年度事業計画（案）及び収支予算（案）

第 2 号議案 令和 9 年度全国高等学校総合体育大会
山梨県実行委員会専門委員会規程（案）

第 3 号議案 令和 9 年度全国高等学校総合体育大会
山梨県高校生活動実施要領（案）

4 その他

5 閉 会

令和9年度全国高等学校総合体育大会南関東ブロック開催基本方針

1 開催のねらい

全国高等学校総合体育大会は、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

南関東ブロック（神奈川、山梨、千葉、東京）開催に当たっては、四都県が連携・協働し、各都県民の理解と協力のもと、高校生の積極的な活動を通して、「高校生の豊かな人間性や社会性を育む」大会を目指すとともに、次代を担う人材の育成と活力ある地域づくりの契機とする。

2 基本方針**（１）競技力の向上とスポーツの推進**

本大会の開催を契機に、中・高校生の技能の向上に取り組み、夢や目標の実現に向けた過程の中で創造性やチャレンジ精神を育む。また、都民・県民に夢と感動を与える大会にすることにより、スポーツへの機運を高め、生涯を通じたスポーツの推進を図る。

（２）高校生活動の展開

高校生が、本大会の計画・運営に主体的に携わり、様々なイベントや交流等の高校生活動を通じて、豊かな人間関係を築くとともに、多くの感動や達成感を味わうことができる大会を目指す。

（３）おもてなしと地域の魅力発信

全国から訪れる多くの人々を温かいおもてなしの心をもって迎え、様々な交流を通じて高校生同士が友情を育み、参加者の心に残る夢と感動にあふれる大会を目指す。また、四都県の多様な魅力を積極的に発信し、地域の活性化を促進する機会とする。

（４）効率的・効果的な大会運営

関係機関・団体等の相互協力のもと、大会を支える組織や施設・設備等、人的・物的資源を最大限に有効活用する。また、熱中症対策を含め、選手にとって最適な競技会場等の環境を整備するとともに、簡素で効率的・効果的な大会運営に努める。

（５）連携・協働の強化

四都県及び各都県の関係機関・団体等が緊密に連携・協働し、それぞれの有する機能・特色を最大限発揮し、大会の開催準備・運営に万全を期す。

令和 9 年度全国高等学校総合体育大会 山 梨 県 開 催 基 本 構 想

第 1 基本的事項

1 目 的

令和 9 年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）の山梨県内での開催は、令和 9 年度全国高等学校総合体育大会南関東ブロック開催基本方針（以下「開催基本方針」という。）に則り、教育活動の一環として高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）生徒に広くスポーツ実践と高校生活動の機会を与えることにより、技能の向上、スポーツ精神の高揚及び生徒相互の親睦を図り、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする。

2 大会期間

夏季大会は、原則として 8 月 1 日から同月 12 日までの間、及び同月 16 日から同月 20 日までの間に開催する。（本県においては、競技会場の利用状況等を考慮し、会期前開催も検討する。）

3 開催競技・会場地市町・競技会場

No.	開催競技	会場地市町	競技会場
1	ソフトテニス	甲府市	小瀬スポーツ公園
2	レスリング	甲府市	小瀬スポーツ公園
3	弓道	甲府市	小瀬スポーツ公園
4	登山	北杜市	八ヶ岳
5	ウエイトリフティング	山梨市	山梨市民総合体育館
6	アーチェリー	富士吉田市	富士北麓公園
7	なぎなた	昭和町	昭和町総合体育館
8	カヌー	富士河口湖町	精進湖カヌー競技場

4 準備・運営体制

（1）山梨県実行委員会※

大会の総括的な準備及び運営に当たるため、山梨県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）を設置し、その推進に努める。

（2）会場地市町実行委員会

競技種目別大会の準備及び運営に当たるため、会場地市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）を設置し、開催基本方針に基づき、その推進に努める。

（3）山梨県高等学校体育連盟

山梨県高等学校体育連盟（以下「県高体連」という。）は、関係機関・団体等との密接

※ 山梨県実行委員会が設立されるまでの間、本開催基本構想において、「実行委員会」とあるのは「準備委員会」と読み替えるものとする。

な連携・協力のもと、円滑な競技運営に努めるとともに、大会における県内高校生の積極的な活動の展開に努める。

5 経 費

大会の準備及び運営に必要な経費は、国庫補助金、山梨県負担金、会場地市町負担金、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）負担金、助成金、参加料及び協賛金等を充てる。

6 実施方針

開催基本方針に則ることを前提に、県実行委員会は、会場地市町実行委員会及び県高体連と連携を密に図りながら、次に掲げる方針のもと、実情に合った大会運営に努める。

（１）安全・安心の確保

- ・ 熱中症対策について、国の指針等の動向を常に注視しながら、迅速かつ適切な対応を行うとともに、必要な体制を整備していく。

（２）効率的・効果的な大会運営

- ・ 教員の働き方改革の推進や効率的な大会運営の観点から、競技時間の短縮や大会参加人数の縮小について検討し、適宜関係機関と調整・協議をしていく。
- ・ 施設・設備の仮設については、全国高体連が定める「全国高等学校総合体育大会（夏季大会）競技施設・設備等基準」に則った上で必要最小限にとどめることとし、必要最小限の施設・設備であっても選手が最高のパフォーマンスを発揮できるよう効果的な大会運営を目指していく。

第２ 競技種目別大会

1 趣 旨

競技種目別大会は、全国高等学校総合体育大会開催基準要項（以下「開催基準要項」という。）に依拠するとともに、開催基本方針に基づき、選手があこがれの舞台で最高のパフォーマンスを発揮できるよう関係機関・団体等の相互協力のもと、大会を支える組織や設備等、人的・物的資源を最大限に有効活用し、環境整備や体制づくりに努める。また、簡素で効率的・効果的な大会運営を目指す。

2 競技会場・練習会場等

（１）競技会場及び練習会場として使用する施設・設備は、既存のものを有効に活用する。

また、練習会場は、原則として、学校の施設等を活用することとし、必要最小限にとどめる。

（２）施設・設備の仮設については、競技特性及び安全面に配慮し、必要最小限にとどめ、競技運営に支障がないよう計画的な整備に努める。

3 競技用具・備品

- (1) 競技用具・備品（以下「競技用具等」という。）については、県内市町村、県及び県競技団体等が所有しているものを活用する。原則として新たな競技用具等の購入は行わない。
- (2) 競技用具等に不足が生じた場合は、原則として県内市町村や南関東4都県が所有する競技用具等の借用に努める。なお、県内市町村や南関東4都県の所有する競技用具等で賄えない場合は、可能な限り近隣県からの借用に努める。
- (3) 上記(1)(2)により調達しても、不足する競技用具等については、県実行委員会が、市町実行委員会及び関係機関・団体等と別途対応について協議する。

4 競技・運営役員等の編成

- (1) 競技・運営役員及び競技・運営補助員（以下「競技・運営役員等」という。）の編成については、県高体連が全国高体連競技専門部、関係全国中央競技団体、県高体連専門部及び県競技団体と十分協議し、県実行委員会と調整の上、編成する。
- (2) 競技・運営役員等は、原則として県内関係者で編成し、必要最小限の人数で最大の効果を上げるよう適正な配置を行う。
- (3) 競技運営上、県外関係者に協力を要請しなければならない場合は、南関東4都県の関係者で編成する。なお、南関東4都県の関係者で賄えない場合は、近隣県の関係者を中心に要請を行っていく。
- (4) 競技・運営役員等の編成に当たっては、学校関係者の協力が得られるよう配慮する。また、高校生活動の場ともなるよう計画する。

5 競技・運営役員等の養成

- (1) 競技役員及び競技補助員の養成については、県高体連競技専門部及び県競技団体が主体となり、県実行委員会及び市町実行委員会と連携を図り、計画的に実施する。
- (2) 運営役員及び運営補助員の養成については、県実行委員会及び市町実行委員会が主体となり、県高体連及び県競技団体と連携を図り、計画的に実施する。

6 開・閉会式

開催基準要項に基づいて実施する競技種目別大会の開・閉会式は、華美とならないよう簡素化に努める。

7 経 費

競技種目別大会の運営経費については、県実行委員会が市町実行委員会及び県高体連競技専門部と十分協議した上で決定する。

第3 広 報

1 趣 旨

大会の開催に当たり、高校生をはじめ広く県民の理解と協力を得る中で、全国から訪れる関係者を温かく迎え、高校生最大のスポーツの祭典にふさわしい大会とするため、各種の広報媒体を活用するとともに、積極的かつ効果的な広報活動を展開する。

なお、広報活動の展開に当たっては、対象と目的に応じて、時機と手段を適切に選択し、効果的な広報を行う。

2 主な対象と目的

(1) 県内中学校・高等学校関係者

地元で開催される大会への出場意欲を高めるとともに、高校生が主体的に大会を盛り上げ、準備やおもてなしに取り組む気運を高める。

(2) 県内スポーツ関係者

それぞれの立場から、広く大会開催への理解と協力を得る。

(3) 県民

広く県民に大会を周知し、来県者に対するおもてなしや高校生の活躍に対する応援を通して県民のスポーツへの関心を高め、健康増進や体力向上など県民の生涯を通じたスポーツの普及・推進を図る。

(4) 他県からの来県者

山梨県での開催をPRし、多くの人に来県してもらうとともに、山梨県が誇る素晴らしい魅力を積極的に発信し、地域の活性化を促進する機会とする。

3 主要事業

前項に示した対象に対する広報目的を達成するため、次の事業を行う。事業を行うに当たっては、高校生活動の一環として、高校生が積極的な活動を行うことができるよう配慮する。

(1) 大会の広報

ア 大会愛称等の制定及び普及

イ 印刷物、刊行物、屋外広告物、広報グッズ及び各種メディア等による広報

ウ 催事等による広報

エ 高校生活動による広報

(2) 県及び会場地市町に関する観光情報等の提供

第4 報道対応

1 趣 旨

大会の開催に当たり、競技記録を収集し、競技結果を報道機関及び大会関係団体等へ正確かつ迅速に提供するとともに、円滑な報道活動が行われるよう、必要な連絡調整を行い、大会報道取材の便宜を図る。

2 報道協議会との連携

報道事業の円滑な運営を図るため、報道関係者による報道協議会（神奈川県内設置予定）と連携を図る。

3 記録センター等との連携

競技記録の収集及び競技結果の提供等、報道事業の円滑な運営を図るため、神奈川県に設置する記録センター及びプレスセンターと連携を図る。

第5 宿泊対策

1 趣 旨

大会に参加する都道府県の本部役員、選手、監督、大会役員、競技・運営役員、競技・運営補助員、視察員、報道関係者等（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、大会参加者が十分休養できるよう快適かつ安全な宿舎の提供に努める。

2 関係機関等との連携

宿泊対策については、県実行委員会と市町実行委員会及び関係機関・団体等が連携を図り行う。

3 宿舎の確保

大会参加者の宿舎については、可能な限り競技会場に近い宿泊施設の確保に努める。

4 配宿の基準

配宿に当たっては、宿舎から競技会場及び練習会場までの交通の便等を考慮し配宿する。

5 宿泊料金

宿泊料金については、全国高等学校総合体育大会中央委員会で決定した料金とする。

6 配宿センター

大会参加者の配宿を広域的に行うため、配宿センターを設置する。

7 食 事

食事については、衛生面のほか、品質及び栄養バランス等を十分考慮するとともに、山梨らしい献立となるよう努める。

8 宿舎の環境整備

配宿業務事業者には、宿泊施設に対して安全で快適な環境づくりに努めるよう指導することを求めるとともに、風紀上又は衛生上支障があると認められる宿泊施設には配宿させないものとする。

9 感染症対策

感染症対策については、全国高体連の委託を受けた配宿事業者が作成する「宿泊要項等」に基づき対応する。

第6 保健医療対策

1 趣 旨

大会参加者及び一般観覧者の保健医療については、良好な条件のもとに競技、運営、取材及び観覧ができるよう、医療救護、環境衛生、食品衛生及び感染症の対策に万全を期す。

2 関係機関との連携

保健医療については、県実行委員会市町実行委員会と密接に連携を図りながら、関係機関・団体等の協力を得て行う。

3 医療救護対策

県実行委員会及び市町実行委員会は、競技会場及び練習会場における大会参加者及び一般観覧者の傷病発生に対し、適切な措置がとれるよう努める。

4 環境衛生対策

県実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者に清潔で良好な環境を提供するため、市町実行委員会と連携を図りながら、大会で利用する施設及びこれらの周辺における環境浄化に努める。また、基本的な感染症の予防策の基礎知識やそれに基づく行動などの周知を行うとともに、競技会場、練習会場等での必要な感染予防策を講ずる。

5 食品衛生対策

県実行委員会は、市町実行委員会と連携を図りながら、大会参加者及び一般観覧者の食品や飲料水等に起因する事故を未然に防ぐよう努める。

6 感染症対策

全国高体連が作成する基本方針に従い、県実行委員会、市町実行委員会等が綿密に連携を図りながら、感染症対策に努める。

第7 輸送交通対策

1 趣 旨

大会参加者及び一般観覧者の輸送交通については、関係機関・団体等と連携を図りながら道路及び交通状況を十分考慮の上、安全で円滑な輸送に努める。

2 競技種目別大会の輸送交通対策

- (1) 競技種目別大会の輸送交通計画の策定及び実施については、県実行委員会及び市町実行委員会が行う。
- (2) 競技種目別大会会場及びその周辺における安全で円滑な交通を確保するため、県実行委員会及び市町実行委員会は、関係機関・団体等と連携を図りながら、必要な交通対策を講ずる。

3 輸送交通等の案内

大会期間中の輸送方法及び交通整理等については、各種媒体による広報活動を通して大会関係者及び県民に周知徹底を図るとともに、必要に応じて案内所や案内表示板を設置し、交通混雑の緩和及び車両の的確な誘導に努める。

第8 警備防災対策

1 趣 旨

大会における警備・防災対策については、関係機関・団体等と連携を図りながら、大会の安全かつ円滑な運営に努める。

2 競技種目別大会の警備防災対策

各競技会場、練習会場及び宿泊地における警備防災計画の策定及び実施については、県実行委員会及び市町実行委員会が関係機関・団体等と連携を図りながら行うものとする。

(1) 警備業務

- ア 一般観覧者等の整理・誘導及び事故防止
- イ 会場内外の関係附属物件の保安・警備
- ウ 事故発生時の避難誘導及び緊急車両の出動に伴う整理・誘導

- エ 会場周辺の警備及び犯罪の防止
- オ その他必要な業務

(2) 防災業務

- ア 屋内外の火気の取扱い指導及び火災の防止
- イ 危険物等の取扱い指導
- ウ 避難通路及び避難口の確保
- エ 災害時の避難誘導の計画
- オ その他必要な業務

3 大会期間中における危機管理対策

大会期間を通して、大規模災害等緊急事案が発生した場合の対応については、県実行委員会が、市町実行委員会及び関係機関・団体等が緊密に連携を図りながら、迅速かつ的確な対応を講ずる。

第9 高校生活動

1 趣 旨

大会の成功に向けての取り組みとして、スポーツを「する」だけでなく、スポーツを「支える」視点から、積極的に高校生の活動を推進する。活動に当たっては、地元の高校生が企画・準備・運営に自らの創意工夫をもって取り組めるよう、県実行委員会、市町実行委員会、県高体連及び関係機関・団体等とも連携を図りながら推進するものとする。

2 活動体制

高校生の活動を推進するため、「山梨県高校生活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）」を組織する。推進委員会は県内高校生で構成し、広報活動、競技運営等を担当する。活動は、高校生の自主的な発意によるものの他、県実行委員会及び市町実行委員会からの要請に基づいて行うものとする。

3 主要事業

(1) 広報・おもてなし活動

広報活動、各学校への啓発活動、総合案内所設置及び運営、歓迎活動、記念品製作、観光地紹介、地元物産PRなど

(2) 運営補助（各競技種目別大会）

各競技種目別大会運営補助など

(3) 草花装飾・環境美化活動

各競技会場及び会場周辺や、事前イベントその他、PR活動として適した場所における装飾用草花の栽培育成・試験栽培・草花アレンジ、会場周辺美化活動など

令和7年度事業計画（案）

令和9年度全国高等学校総合体育大会山梨県実行委員会の令和7年度事業計画は、次のとおりとする。

1 会議等の開催

(1) 総会

(2) 各専門委員会

① 広報・報道専門委員会

- ・ 総合ポスター、総体ニュースの作成及び配布
- ・ 記録処理、案内所及び売店等の検討
- ・ 各種広報活動の推進
- ・ その他、広報・報道関係業務の推進

② 競技専門委員会

- ・ 競技日程、競技会場及び練習会場の検討
- ・ 競技用具確保の検討
- ・ 全国高等学校体育連盟専門部による競技会場等視察への対応
- ・ 先催県の状況調査
- ・ その他、競技関係業務の推進

③ 宿泊・衛生専門委員会

- ・ 配宿業務委託業者の選定
- ・ 宿泊及び弁当調達の検討
- ・ 食品衛生及び医療救護対策の検討
- ・ その他、宿泊・衛生関係業務の推進

④ 輸送・警備専門委員会

- ・ 輸送交通及び警備防災対策の検討
- ・ その他、輸送・警備関係業務の推進

(3) 高校生活動推進委員会

- ・ 高校生活動内容の検討
- ・ 広報活動の実施
- ・ 草花装飾に関すること

2 開催準備業務の推進

(1) 南関東ブロック四都県との連絡調整

(2) 会場地市町や県高等学校体育連盟競技専門部等との連絡調整

＜参考＞令和7年度～令和9年度のスケジュール

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度
南関東四都県	・四都県連絡協議会(年3回程度)の開催 ・他都県との連絡及び調整	・四都県連絡協議会(年3回程度)の開催 ・他都県との連絡及び調整	大会開催 7月下旬～8月中旬
県	・全国高校総体推進室の設置 ・県実行委員会設立・運営⇒総会の開催 ・専門委員会の設置⇒広報・報道、競技、宿泊・衛生、輸送・警備の4分野 ・関係者合同会議の開催⇒会場地市町・県高体連競技専門部・競技団体との連絡調整(年2回程度)		・報告書作成、決算
	実行委員会等 ・中国ブロック大会の視察	・近畿ブロック大会の視察	
会場地市町	・高校生活動推進委員会設立・運営 ・代表者委員会の設置 ・分科会(9分科会)の設置 ⇒広報活動(チラシ配布)の実施など		
	・山梨県との連絡及び調整 ・山梨県実行委員会の出席等 ・R8当初予算要求	・会場地市町実行委員会設立・運営 ⇒競技種目別大会実施要項、大会プログラム等作成 ・近畿大会視察	・報告書作成、決算

令和 7 年度収支予算（案）

収 入

（単位：円）

科 目	予 算 額	摘 要
補 助 金	3,318,000	山梨県補助金
そ の 他	1,000	預金利子
合 計	3,319,000	

支 出

科 目	予 算 額	摘 要
委 員 会 費	572,000	実行委員会設立、総会、専門委員会等に要する実行委員会運営費
総 務 費	1,825,000	四都県連絡協議会、令和 7 年度全国高校総体調査等に要する事務局運営費
広 報 費	922,000	高校生活動推進経費、総合ポスター作成等に要する広報活動費
合 計	3,319,000	

令和9年度全国高等学校総合体育大会山梨県実行委員会専門委員会規程（案）

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規程は、令和9年度全国高等学校総合体育大会山梨県実行委員会会則第9条第4項の規定に基づき、専門委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 組 織

（組 織）

第2条 専門委員会の名称は、次のとおりとする。

- (1) 広報・報道専門委員会
- (2) 競技専門委員会
- (3) 宿泊・衛生専門委員会
- (4) 輸送・警備専門委員会

2 総会からの委任事項は、別表のとおりとする。

（委員長等）

第3条 専門委員会に、委員長を1名、副委員長を1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、令和9年度全国高等学校総合体育大会山梨県実行委員会会長（以下「会長」という。）が指名する。
- 3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（任 期）

第4条 委員の任期は、専門委員会の目的を達成するときまでとする。ただし、会長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

- 2 委員が委嘱又は任命時に所属していた機関又は団体（以下、「団体等」という。）の役職を離れたときは、当該委員は同日付けで委員の役職を辞任したものとみなし、当該委員が所属していた団体等における役職の後任者が、委員を務めるものとする。

第3章 会 議

（会 議）

第5条 専門委員会は、必要に応じて委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため専門委員会に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。この場合、前項の規定の適用については、当該委員の出席があったものとみなす。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第4章 補 則

（補 則）

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年5月22日から施行する。

別 表

専門委員会の名称	委 任 事 項
広報・報道専門委員会	1 広報・報道の全体計画に関する事 2 広報資料等に関する事 3 競技記録の収受、収集及び速報に関する事 4 報道機関との調整に関する事 5 来県者への山梨の魅力発信に関する事 6 その他、広報、報道及び通信に関する事
競技専門委員会	1 競技種目別大会の実施計画及び運営に関する事 2 競技種目別大会の実施要項及びプログラムに関する事 3 競技種目別大会運営経費に関する事 4 競技種目別大会の役員及び補助員に関する事 5 競技施設・設備及び競技用具に関する事 6 その他、競技に関する事
宿泊・衛生専門委員会	1 宿泊の全体計画に関する事 2 宿泊要項及び宿泊料金に関する事 3 食品衛生及び環境衛生に関する事 4 医療及び救護の全体計画に関する事 5 その他、宿泊、衛生及び医療に関する事
輸送・警備専門委員会	1 輸送交通の全体計画に関する事 2 交通規制及び指導に関する事 3 警備及び防災等、危機管理の全体計画に関する事 4 宿舎等の防災に関する事 5 その他、会場案内、輸送、交通、警備、防災及び危機管理に関する事

令和9年度全国高等学校総合体育大会 山梨県高校生活動実施要領（案）

1 趣 旨

令和9年度全国高等学校総合体育大会において、競技に出場「する」高校生のみならず、「支える」視点から高校生が大会の開催準備及び運営に関わり、大会の成功に向けた活動を行う。活動を通して、豊かな人間性を育むとともに主体的に学び、多様な他者と協働して新たな価値を創造することができるようにする。活動にあたっては、高校生が企画・準備・運営に自らの創意工夫をもって取り組めるよう活動の場を提供し、会場地市町実行委員会や関係団体と連携し、推進するものとする。

2 活動体制

高校生活動を推進するため、「山梨県高校生活動推進委員会」を組織する。（以下、「県推進委員会」という。）活動は、山梨県実行委員会（以下、「県実行委員会」という。）及び会場地市町実行委員会からの協力要請に基づくもの、高校生の自主的な発意によるものとする。

(1) 県推進委員会

県推進委員会は、県内高等学校・特別支援学校の代表生徒各1名で構成し、主に広報活動、競技会場及びその周辺等における運営業務の補助活動等を担当する。

県推進委員会は、必要に応じて県実行委員会会長が招集し、議長は委員長がこれにあたる。

ア 県推進委員49名（県内高等学校・特別支援学校49校）

県推進委員会 委員長（1名）

・委員長は県推進委員会を代表し、活動を総括する。

県推進委員会 副委員長（若干名）

・副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(2) 代表者委員会

代表者委員会は、分科会の代表生徒各1名で構成し、主に分科会の活動方針及び活動内容について協議する。なお、県推進委員会委員長及び副委員長は分科会の代表を兼任する。

ア 代表者委員9名（9分科会）

(3) 分科会

分科会は、県推進委員49名を9分科会に分け、広報活動に関すること及び競技運営に関すること、記念品の制作に関すること等の活動を担当する。

ア 競技別分科会（8分科会）

イ おもてなし分科会（1分科会）

(4) 支援連絡会

支援連絡会は、県推進委員担当教員で構成し、県推進委員会及び代表者委員会、分科会をサポートし、指導や助言を行う。

ア 県推進委員担当教員49名（県内高等学校・特別支援学校49校）

3 主要事業

(1) 広報・おもてなし活動

広報活動、各学校での啓発活動、カウントダウンボードの制作及び設置、歓迎活動、総合開会式における式典映像の制作、記念品等の検討及び制作、観光地紹介、地元物産PR等

(2) 競技種目別大会における競技運営

競技の安全性の確保や円滑な進行のため、競技会場及びその周辺における競技に関する運営の補助活動及び公式審判を含む競技の補助活動等

(3) 競技種目別大会における開閉会式の運営

式典に関することや開閉会式におけるあいさつ等

(4) 草花装飾・環境美化活動

競技会場及び競技会場周辺や事前イベント会場及びPR活動として適した場所における装飾用草花の栽培育成・草花アレンジ、美化活動等

(5) その他の活動

- ①南関東ブロック4都県の協働事業による広報活動
- ②県内で開催されるカウントダウンイベント等の広報活動
- ③その他

4 活動経費

県実行委員会からの協力要請に基づく活動、高校生の自主的な発意による活動に要する経費については、県実行委員会が負担する。会場地市町実行委員会からの要請に基づく活動に要する経費については、会場地市町実行委員会が負担する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、関係者が協議を行ったうえで決定する。